「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の一部改正について（案）に関する御意見募集の結果について

令 和 5 年 2 月 17 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課

「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和２年３月31日付け薬監麻発0331第９号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）の一部改正について、令和５年１月11日から令和５年２月９日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところ、御意見を１件いただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

（別紙）

（御意見１） 本改正に賛成である。ビンポセチンについては使用について注意が必要であり、規制を行うのが妥当であると考える。

（御意見に対する考え方）

賛同の御意見として承りました。